



# 熊本県公報

号外 第73号  
令和5年(2023年)  
3月31日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

- 熊本県議会議員一般選挙の選挙期日等…………… (選挙管理委員会) 1
- 熊本県議会議員一般選挙の投票用紙の様式…………… ( " ) 2
- 熊本県議会議員一般選挙のポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日…………… ( " ) 2
- 熊本県議会議員一般選挙の選挙運動事務従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額…………… ( " ) 2
- 熊本県議会議員一般選挙の開票の事務と選挙会の事務を併せて行わない旨の告示…………… ( " ) 3
- 熊本県議会議員一般選挙及び熊本市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序…………… ( " ) 3
- 熊本県議会議員一般選挙の選挙長及び選挙長職務代理者…………… ( " ) 3
- 熊本県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所…………… ( " ) 4
- 熊本県議会議員一般選挙の選挙会の場所及び日時…………… ( " ) 6
- 熊本県議会議員一般選挙の選挙公報の掲載順序を決定するくじを行う場所及び日時…………… ( " ) 6
- 選挙運動に関する支出金額の制限額…………… ( " ) 6
- 直接請求の連署基準数…………… ( " ) 7
- 直接請求の連署基準数…………… ( " ) 7

### 登 載 依 頼

#### 熊本県選挙管理委員会告示第5号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）第1条第1項及び第4条第2項の規定に基づき熊本県議会議員一般選挙及び熊本市議会議員一般選挙を、次のとおり行う。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

1 選挙期日 令和5年（2023年）4月9日

2 選挙区及び選挙すべき議員の定数

（1）熊本県議会議員一般選挙

選挙区名	議員定数	選挙区名	議員定数
熊本市第一	12	上天草市	1
熊本市第二	5	宇城市・下益城郡	2
八代市・八代郡	4	阿蘇市	1
人吉市	1	合志市	2
荒尾市	2	玉名郡	1
水俣市	1	菊池郡	2
玉名市	2	阿蘇郡	1
天草市・天草郡	3	上益城郡	2
山鹿市	2	葦北郡	1
菊池市	1	球磨郡	2
宇土市	1		

（2）熊本市議会議員一般選挙

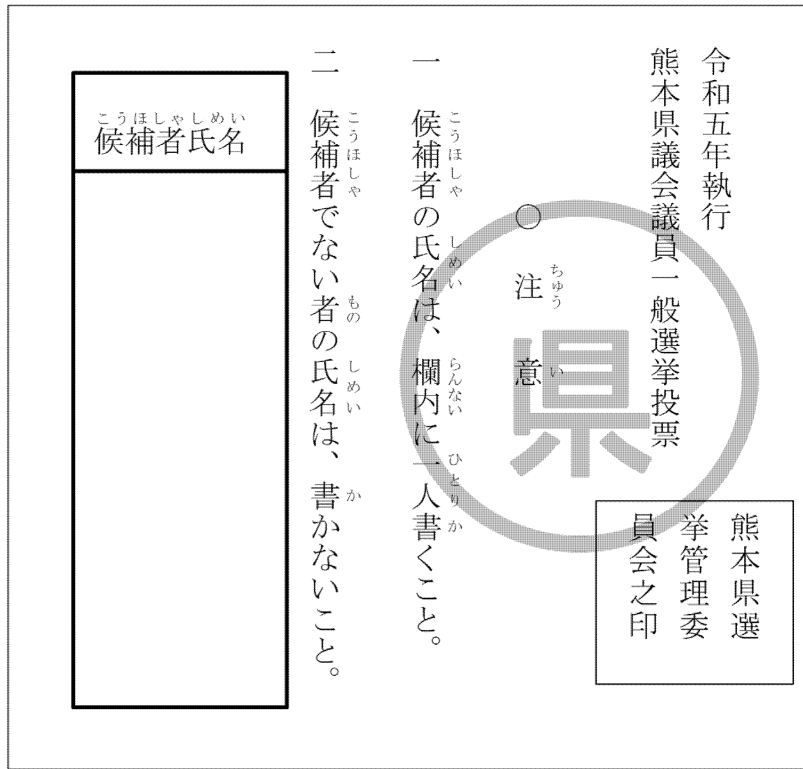
選挙区名	議員定数	選挙区名	議員定数
中央区	12	南区	9
東区	12	北区	9
西区	6		

熊本県選挙管理委員会告示第6号

熊本県公職選挙執行規程（平成12年熊本県選挙管理委員会告示第15号）第24条の規定に基づき、令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 松永榮治



備考

- 規格は、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。
- 紙の色は、クリーム色とする。
- 文字は、黒色とする。
- 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第7項の規定に基づき、令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 松永榮治

掲示開始日 令和5年（2023年）3月31日

熊本県選挙管理委員会告示第8号

令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員並びに専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使

用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者、専ら要約筆記のために使用する者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりとする。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

- 1 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
  - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - ハ 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
  - ニ 宿泊料(食料2食分を含む。) 1夜につき12,000円
  - ホ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
  - ヘ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
  - イ 基本日額 10,000円以内
  - ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号イ、ロ及びハに掲げる額
  - ロ 宿泊料(食料を除く。) 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
  - イ 選挙運動のために使用する事務員 1人1日につき10,000円以内
  - ロ 専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1人1日につき15,000円以内
  - ハ 専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1人1日につき15,000円以内

熊本県選挙管理委員会告示第9号

令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙における選挙会の区域と開票区の区域が同一である選挙区において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会告示第10号

令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙及びこれと同時に行われる熊本市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序を次のとおり定める。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

- 1 投票の順序
  - (1) 熊本県議会議員一般選挙
  - (2) 熊本市議会議員一般選挙
- 2 開票の順序
  - (1) 熊本県議会議員一般選挙
  - (2) 熊本市議会議員一般選挙

熊本県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定に基づき、令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

選挙区名	選 挙 長		選挙長職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
熊本市第一	熊本県熊本市北区	森田 惟信	熊本県熊本市東区	氷室 雄一郎
熊本市第二	熊本県熊本市中央区	那須 賢兒	熊本県熊本市西区	東 祇代
八代市・八代郡	熊本県八代市	高浪 智之	熊本県八代市	尾崎 信一
人吉市	熊本県人吉市	宮本 昭博	熊本県人吉市	植木 安博
荒尾市	熊本県荒尾市	藤本 隆一	熊本県荒尾市	木村 憲昭
水俣市	熊本県水俣市	吉村 明賢	熊本県水俣市	佐伯 宗雄
玉名市	熊本県玉名市	松本 稔彦	熊本県玉名市	梶山 孝二
天草市・天草郡	熊本県天草市	岡部 義夫	熊本県天草市	鬼塚 清武
山鹿市	熊本県山鹿市	東 栄二郎	熊本県山鹿市	江住 昌藏
菊池市	熊本県菊池市	古閑 昭二郎	熊本県菊池市	安武 昭二
宇土市	熊本県宇土市	中熊 聡	熊本県宇土市	関 輝明
上天草市	熊本県上天草市	海崎 竜也	熊本県上天草市	奥田 祥貴
宇城市・下益城郡	熊本県宇城市	橋本 恒廣	熊本県宇城市	岩岡 直久
阿蘇市	熊本県阿蘇市	家興 利昭	熊本県阿蘇市	倉本 健吉
合志市	熊本県合志市	吉田 民雄	熊本県合志市	緒方 明
玉名郡	熊本県玉名市	波多野 恭広	熊本県熊本市中央区	前田 光一
菊池郡	熊本県菊池市	中島 一哉	熊本県熊本市東区	大石 顕寛
阿蘇郡	熊本県阿蘇市	早田 吉秀	熊本県阿蘇市	吉田 二浩
上益城郡	熊本県上益城郡御船町	永田 清道	熊本県熊本市東区	有田 知樹
葦北郡	熊本県葦北郡芦北町	浦田 武史	熊本県葦北郡芦北町	桑原 暢子
球磨郡	熊本県人吉市	中川 太介	熊本県人吉市	霜出 豊和

熊本県選挙管理委員会告示第12号

令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は次のとおりである。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

市の選挙区(八代郡、天草郡及び下益城郡を含む)

当該市の選挙管理委員会事務局

郡の選挙区

当該郡を管轄する熊本県広域本部総務部総務課又は熊本県広域本部地域振興局総務振興課

ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付事務を行う場所は、別表に定める場所で行う。(別表)

選挙区名	時間	受付事務を行う場所		時間	受付事務を行う場所	
		所在地			所在地	
熊本市第一	午前8時30分 ～ 正午	熊本市国際交流会館4階第3会議室		正午 ～ 午後5時	熊本市選挙管理委員室 (住友生命熊本ビル9階)	
		熊本市中央区花畑町4番18号			熊本市中央区花畑町9番24号	
熊本市第二	午前8時30分 ～ 正午	熊本市国際交流会館4階第2会議室		正午 ～ 午後5時	熊本市選挙管理委員室 (住友生命熊本ビル9階)	
		熊本市中央区花畑町4番18号			熊本市中央区花畑町9番24号	
八代市・八代郡	午前8時30分 ～ 午前10時	八代市千丁支所2階大会議室		午前10時 ～ 午後5時	八代市選挙管理委員会事務局 (八代市千丁支所2階)	
		八代市千丁町新牟田1502番地1			八代市千丁町新牟田1502番地1	
人吉市	午前8時30分 ～ 午後5時	人吉市役所2階201会議室		/	/	
		人吉市西間下町7番地1				
荒尾市	午前8時30分 ～ 午前9時30分	荒尾市役所1階11号会議室		午前9時30分 ～ 午後5時	荒尾市選挙管理委員会事務局 (荒尾市役所1階)	
		荒尾市宮内出目390番地			荒尾市宮内出目390番地	
水俣市	午前8時30分 ～ 午後5時	水俣市役所2階会議室		/	/	
		水俣市陣内1丁目1番1号				
玉名市	午前8時30分 ～ 午前9時30分	玉名市役所4階会議室		午前9時30分 ～ 午後5時	玉名市選挙管理委員会事務局 (玉名市役所3階)	
		玉名市岩崎163番地			玉名市岩崎163番地	
天草市・天草郡	午前8時30分 ～ 午前10時	天草市民センター展示ホール		午前10時 ～ 午後5時	天草市選挙管理委員会事務局 (天草市役所3階)	
		天草市東町3番地			天草市東浜町8番1号	
山鹿市	午前8時30分 ～ 午前10時	山鹿市役所4階401会議室		午前10時 ～ 午後5時	山鹿市選挙管理委員会事務局 (山鹿市役所4階)	
		山鹿市山鹿987番地3			山鹿市山鹿987番地3	
菊池市	午前8時30分 ～ 午後5時	菊池市役所本庁舎3階305大会議室		/	/	
		菊池市隈府888番地				
宇土市	午前8時30分 ～ 正午	宇土市役所仮設庁舎2階会議室		正午 ～ 午後5時	宇土市選挙管理委員会事務局 (宇土市役所仮設庁舎2階)	
		宇土市浦田町51番地			宇土市浦田町51番地	
上天草市	午前8時30分 ～ 午前10時	上天草市役所大矢野庁舎書庫棟2階会議室		午前10時 ～ 午後5時	上天草市総務部総務課 (上天草市役所大矢野庁舎2階)	
		上天草市大矢野町上1514番地			上天草市大矢野町上1514番地	
宇城市・下益城郡	午前8時30分 ～ 午前10時	宇城市役所本館3階大会議室		午前10時 ～ 午後5時	宇城市選挙管理委員会事務局 (宇城市役所本館2階)	
		宇城市松橋町大野85番地			宇城市松橋町大野85番地	
阿蘇市	午前8時30分 ～ 午後5時	阿蘇市役所2階会議室		/	/	
		阿蘇市一の宮町宮地504番地1				
合志市	午前8時30分 ～ 午前10時30分	合志市役所2階大会議室		午前10時30分 ～ 午後5時	合志市選挙管理委員会事務局 (合志市役所合志庁舎2階総務課内)	
		合志市竹迫2140番地			合志市竹迫2140番地	
玉名郡	午前8時30分 ～ 午前10時	熊本県玉名総合庁舎大会議室 (熊本県玉名総合庁舎4階)		午前10時 ～ 午後5時	熊本県玉名地域振興局総務振興課 (熊本県玉名総合庁舎2階)	
		玉名市岩崎1004番地の1			玉名市岩崎1004番地の1	
菊池郡	午前8時30分 ～ 正午	熊本県菊池総合庁舎別館2階大会議室		正午 ～ 午後5時	熊本県菊池総合庁舎本館2階第二会議室	
		菊池市隈府1272番地10			菊池市隈府1272番地10	
阿蘇郡	午前8時30分 ～ 午前10時	熊本県阿蘇総合庁舎別館2階大会議室		午前10時 ～ 午後5時	熊本県北広域本部阿蘇地域振興局 総務振興課(熊本県阿蘇総合庁舎本館2階)	
		阿蘇市一の宮町宮地2402番地			阿蘇市一の宮町宮地2402番地	
上益城郡	午前8時30分 ～ 午前10時	熊本県上益城総合庁舎3階大会議室		午前10時 ～ 午後5時	熊本県上益城地域振興局総務振興課 (熊本県上益城総合庁舎2階)	
		上益城郡御船町辺田見396番地1			上益城郡御船町辺田見396番地1	
葦北郡	午前8時30分 ～ 午前10時	熊本県葦北総合庁舎3階大会議室		午前10時 ～ 午後5時	熊本県葦北総合庁舎2階会議室	
		葦北郡葦北町大字葦北2670番地			葦北郡葦北町大字葦北2670番地	
球磨郡	午前8時30分 ～ 午前10時	熊本県球磨総合庁舎中会議室 (熊本県球磨総合庁舎会議棟2階)		午前10時 ～ 午後5時	熊本県南広域本部球磨地域振興局 総務振興課(熊本県球磨総合庁舎3階)	
		人吉市西間下町86番地の1			人吉市西間下町86番地の1	

**熊本県選挙管理委員会告示第13号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項及び同法第78条の規定に基づき、令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

選挙区名	場所		時間
熊本市第一	熊本市選挙管理委員会室 (住友生命熊本ビル9階)	熊本市中央区花畑町9番24号	令和5年(2023年) 4月11日午後1時30分
熊本市第二	熊本市選挙管理委員会室 (住友生命熊本ビル9階)	熊本市中央区花畑町9番24号	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
八代市・八代郡	八代市千丁支所1階第1会議室	八代市千丁町新牟田1502番地1	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
人吉市	人吉市役所2階201会議室	人吉市西間下町7番地1	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
荒尾市	荒尾市役所1階11号会議室	荒尾市宮内出目390番地	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
水俣市	水俣市役所4階委員会室	水俣市陣内1丁目1番1号	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
玉名市	玉名市役所4階会議室	玉名市岩崎163番地	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
天草市・天草郡	天草市役所2階庁議室	天草市東浜町8番1号	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
山鹿市	山鹿市役所4階401会議室	山鹿市山鹿987番地3	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
菊池市	菊池市役所本庁舎3階305大会議室	菊池市隈府888番地	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
宇土市	宇土市役所仮設庁舎2階会議室	宇土市浦田町51番地	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
上天草市	上天草市役所大矢野庁舎2階庁議室	上天草市大矢野町上1514番地	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
宇城市・下益城郡	宇城市役所本館2階庁議室	宇城市松橋町大野85番地	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
阿蘇市	阿蘇市役所2階会議室	阿蘇市一の宮町宮地504番地1	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
合志市	合志市役所2階庁議室	合志市竹迫2140番地	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
玉名郡	熊本県玉名総合庁舎4階大会議室	玉名市岩崎1004番地の1	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
菊池郡	熊本県菊池総合庁舎別館2階大会議室	菊池市隈府1272番地10	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
阿蘇郡	熊本県阿蘇総合庁舎別館2階大会議室	阿蘇市一の宮町宮地2402番地	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
上益城郡	熊本県上益城総合庁舎3階大会議室	上益城郡御船町辺田見396番地1	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
葦北郡	熊本県芦北総合庁舎3階大会議室	葦北郡芦北町大字芦北2670番地	令和5年(2023年) 4月11日午後2時
球磨郡	熊本県球磨総合庁舎会議棟2階中会議室	人吉市西間下町86番地の1	令和5年(2023年) 4月11日午後2時

**熊本県選挙管理委員会告示第14号**

熊本県議会議員一般選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成26年熊本県条例第67号）第2条の規定により発行する選挙公報の候補者の氏名等の掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

- 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 日 時 令和5年（2023年）3月31日 午後6時

**熊本県選挙管理委員会告示第15号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の金額を超えることができない。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

熊本市第一選挙区	6, 818, 400円
熊本市第二選挙区	6, 937, 800円
八代市・八代郡選挙区	6, 212, 400円
人吉市選挙区	6, 056, 000円
荒尾市選挙区	5, 663, 000円
水俣市選挙区	5, 524, 300円
玉名市選挙区	6, 116, 200円
天草市・天草郡選挙区	5, 847, 100円
山鹿市選挙区	5, 641, 500円
菊池市選挙区	7, 132, 400円
宇土市選挙区	6, 414, 800円
上天草市選挙区	5, 714, 700円
宇城市・下益城郡選挙区	6, 233, 200円
阿蘇市選挙区	5, 636, 700円
合志市選挙区	5, 981, 600円
玉名郡選挙区	6, 621, 400円
菊池郡選挙区	6, 511, 400円
阿蘇郡選挙区	6, 369, 400円
上益城郡選挙区	6, 799, 200円
葦北郡選挙区	5, 353, 900円
球磨郡選挙区	5, 673, 900円

熊本県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1	28, 883
その総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	280, 516

熊本県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

その総数の3分の1の数	
選挙区名	
熊本市第二選挙区	61, 000
八代市・八代郡選挙区	37, 147
人吉市選挙区	8, 659
荒尾市選挙区	14, 160
水俣市選挙区	6, 523
玉名市選挙区	17, 801
天草市・天草郡選挙区	23, 458
山鹿市選挙区	13, 988
菊池市選挙区	12, 982
宇土市選挙区	10, 100
上天草市選挙区	7, 288
宇城市・下益城郡選挙区	18, 740
阿蘇市選挙区	6, 975
合志市選挙区	16, 720

玉名郡選挙区	10,929
菊池郡選挙区	20,975
阿蘇郡選挙区	9,917
上益城郡選挙区	23,287
葦北郡選挙区	5,839
球磨郡選挙区	14,248
その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
選挙区名	
熊本市第一選挙区	136,989